

③ 条例による事務処理特例制度

(1) 制度改革の内容

地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県の条例により、都道府県から市町村に事務・権限を移譲したものです。

(2) 制度改革の成果

市町村が、事務全体を一括して担当することで、効率的できめ細かい対応が可能となり、地域の実情に応じた独自の施策を展開できるようになりました。また、住民にとっても身近な窓口でサービスが一元化されました。

事例

パスポート手続きが身近な場所でワンストップで可能となり、住民の利便性を向上 相模原市(神奈川県)

従来、パスポート発給は、都道府県知事の事務とされてきたが、地方分権改革により、事務処理特例制度を活用した市への権限移譲が行われ、戸籍謄本の取得を含め、市内でパスポートの申請・受取ができるワンストップサービスが実現

従前

- 従来、パスポート発給事務は、都道府県知事が行う事務とされ、市町村が実施できなかった
- 市内にある県営のパスポートセンター出張所は、週1回の開設日で申請のみ(受取は厚木市内の県央支所)

地域の課題

戸籍謄本を市役所で取得後、パスポートの申請と取得で市内外の窓口に出向かなければならず、二度手間となっている

パスポート手続きに係る市民の負担が課題に！



見直し

平成16年の旅券法改正を踏まえ、事務処理特例制度の活用によりパスポート発給事務を移譲

取組後

- 県のパスポート発給事務が市町村でも可能となるよう、神奈川県条例を改正
- これを受け、市内に新たに2か所のパスポートセンターを開設するとともに、戸籍謄本などを発行可能な区役所の連絡所も併設

取組の成果

- パスポートの申請・受取がワンストップで可能となり、市民のパスポート申請者の約9割が利用



新たなパスポートセンターと併設された区役所の連絡所

事務の効率化

住民の利便性向上

④ 補助対象財産の処分の弾力化

(1) 制度改革の内容

平成20年に、おおむね10年を経過した補助対象財産は補助目的を達成したものとみなし、用途・譲渡先を問わず国庫納付を求めないなどの取扱いが定められたことを受け、補助対象財産の有効活用を図ったものです。

(2) 制度改革の成果

地方公共団体が、例えば、少子化による学校の統廃合に伴い、使用されなくなった学校施設などを地域の実情に応じて、他の用途に有効活用できるようになりました。

事例

不要となった空き公共施設の地場産業による 有効活用により、地域の雇用・産業を活性化

大館市(秋田県)



従来、空き公共施設の他用途転用は、各府省の承認を要し、用途・譲渡先が限られていたが、地方分権改革により、おおむね10年を経過した補助対象財産の他用途転用が容易となり、使われなくなった保育所等の有効活用が実現

従前

- 従来、国の補助を受けて作られた施設等を他の用途に転用する場合、各府省の承認を要し、用途・譲渡先が限られ、国庫納付が求められる等の制約があった

地域の課題

少子高齢化の進行や市町村合併により不要になった公共施設が発生し、今後も増加

国の制約がネックとなり、地域にある空き公共施設や敷地が有効に活用できないことが課題に！



閉所後、放置されていた旧保育所

見直し

平成20年に、おおむね10年を経過した補助対象財産は、報告などにより国の承認とみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付を求めない等の各府省共通の取扱いが定められた

取組後

- 補助対象財産に関する新たな取扱いの下、施設の有効活用を行う事業者に対し、減額譲渡・貸付、助成金交付、固定資産税の免除等、独自の奨励措置を行う条例を制定

取組の成果

- 地場の食品加工企業(地鶏加工業者)が増改築の上、新社屋として活用
- 企業は、土地・建物が安く取得でき、集約化により生産効率が向上したと評価



地場の企業が比内地鶏の加工拠点として有効活用

販路の拡大

地域の雇用・所得の増大



⑤ 法定外税

(1) 制度改革の内容

地方分権一括法により、法定外普通税の「許可制」が「同意を要する事前協議制」などに変更されたものです。また、同意に係る処理基準として、総務大臣は一定の事由があると認められる場合を除き、同意するものとするものとされたものです。

(2) 制度改革の成果

地方公共団体が、地域の実情に応じて法定外税の新設などを行い、税収を地域づくりなどに活用できるようになりました。

事例

駐車場利用者への環境税により、文化・観光のまちづくりと住民の生活環境改善を推進 太宰府市(福岡県)

従来、法定外普通税の申請は、総務大臣の「許可制」とされてきたが、地方分権改革により、「同意を要する事前協議制」となり、駐車場利用者から税を徴収する独自の条例を定め、歴史的文化遺産の保全・整備や交通渋滞対策が実現

地域の課題

従前

- 太宰府市には、歴史的文化遺産が数多く存在し、年間約550万人が訪れていたが、九州国立博物館の開館を控えて、来訪者の更なる増加が予想されていた
- このような中、史跡・観光ルートを中心とした環境の整備や、深刻な交通渋滞対策のための財源確保が課題に

見直し

地方分権一括法により、地方税法が改正され、法定外普通税の「許可制」が「同意を要する事前協議制」に移行し、同意に係る処理基準として、総務大臣は一定の事由があると認められる場合を除き、同意するものとするものとされた

取組後

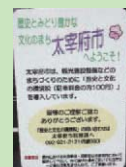
- 住民に住みやすく、来訪者が再び訪れたいまちづくりのため、条例を制定し、「歴史と文化の環境税」を導入
- 有料駐車場の利用者に駐車料金と併せて、50～500円を徴収し、用途の透明性を確保しつつ、歴史的文化遺産の保全・整備や交通渋滞対策に活用

取組の成果

- 税収は、平成26年度は約7,200万円、平成15年度の導入以降、累計6億9,000万円に
- 各種のハード及びソフト事業による観光資源の充実により、来訪者が増加し、住民の生活環境が改善



環境税を活用し、駅前広場を舗装化し、バス停車帯を設置



環境税周知のための看板

